

社会福祉法人共生シンフォニー 役員等報酬および費用弁済等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生シンフォニー（以下「法人」という）の定款第八条および第二十一条及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条に基づき、法人の理事、監事および評議員、法人が必要に応じて依頼する外部委員および評議員選任・解任委員に対して支給する報酬、費用弁済および交通費に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 役員会とは、理事会又は評議員委員会
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益で、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会又は評議員委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 同日に合わせて法人の業務を行った場合は、これを重複して払わないものとする。
- 3 役員等が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費弁償は、片道50kmを超える役員等のみとする。
- 5 ただし、職員が役員を兼務している場合は、報酬・交通費とも支払わない。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第4条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程により旅費等を支給することができる。

- 2 報酬は別表1により、報酬を支払うことができる。
- 3 その他の費用は、法人の旅費規程に基づき精算する。

(支給日)

第6条 役員等の報酬は、職務に従事した都度支給する。

2 代表理事のみ、毎月15日（支給日が法人本部の休日の場合は後営業日）に支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理事会出席報酬／理事・監事	給与所得の源泉徴収税額（日額表乙欄）差引後、手取額 5,000 円	2017 年分 5,340 円（税額 340 円）
評議委員会出席報酬／評議員	給与所得の源泉徴収税額（日額表乙欄）差引後、手取額 5,000 円	2017 年分 5,340 円（税額 340 円）

別表 2

名 称	報 酬	備 考
評議員選任・解任委員委員会報酬 ／評議員選任・解任委員	給与所得の源泉徴収税額（日額表乙欄）差引後、手取額 5,000 円	2017 年分 5,340 円（税額 340 円）